鹿島病院(予防通所リハビリテーション事業)の概要 <令和6年4月1日現在>

施設の 名称 医療法人財団公仁会 鹿島病院 施設の所在地 島根県松江市鹿島町名分243-1 都道府県知事指定番号 3211110857 管理者の氏名 坂之上 一史 連絡先 TEL 0852-82-2637 FAX 0852-82-2639 営業日 月〜土及び、祝祭日(但し、12月30日から1月3日を除く) 営業時間 8:30〜17:30 サービス提供時間 9:30〜15:45 和用定員 45名 サービス提供地域 松江市(島根町、宍道町、玉湯町、八東町、八雲町、美保関町、東出雲町を除く) 医療法人財団公仁会鹿島病院は、指定介護予防通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するため 及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者に対して医師及び理学療法士、作業療法士を業者(以下「医師等の従業者」という。)が、適正な介護予防通所リハビリテーションを行うことを目的 1.介護予防通所リハビリテーションを行うことを目的 1.介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる医師等の従業者は、利用者の心身機能の改善、環境	その他従的とす 調整等を			
都道府県知事指定番号 3211110857 121 122 122 123 124 123 124	その他従的とす			
管理者の氏名 坂之上 -史 連絡先 TEL 0852-82-2637 FAX 0852-82-2639 営業日 月〜土及び、祝祭日(但し、12月30日から1月3日を除く) 営業時間 8:30~17:30 サービス提供時間 9:30~15:45 利用定員 45名 サービス提供地域 松江市(島根町、宍道町、玉湯町、八東町、八雲町、美保関町、東出雲町を除く) 事業の目的 医療法人財団公仁会鹿島病院は、指定介護予防通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するため及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者に対して医師及び理学療法士、作業療法士を業者(以下「医師等の従業者」という。)が、適正な介護予防通所リハビリテーションを行うことを目的る。	その他従的とす			
連絡先 TEL 0852-82-2637 FAX 0852-82-2639 営業日 月〜土及び、祝祭日(但し、12月30日から1月3日を除く) 営業時間 8:30~17:30 サービス提供時間 9:30~15:45 利用定員 45名 サービス提供地域 松江市(島根町、宍道町、玉湯町、八東町、八雲町、美保関町、東出雲町を除く) 事業の目的 医療法人財団公仁会鹿島病院は、指定介護予防通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するため及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者に対して医師及び理学療法士、作業療法士・業者(以下「医師等の従業者」という。)が、適正な介護予防通所リハビリテーションを行うことを目的る。	その他従的とす			
営業日	その他従的とす			
営業時間 8:30~17:30 サービス提供時間 9:30~15:45 利用定員 45名 サービス提供地域 松江市(島根町、宍道町、玉湯町、八東町、八雲町、美保関町、東出雲町を除く) 下ででは、大田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	その他従的とす			
サービス提供時間 9:30~15:45 利用定員 45名 サービス提供地域 松江市(島根町、宍道町、玉湯町、八東町、八雲町、美保関町、東出雲町を除く) 事業の目的 医療法人財団公仁会鹿島病院は、指定介護予防通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するため及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者に対して医師及び理学療法士、作業療法士を業者(以下「医師等の従業者」という。)が、適正な介護予防通所リハビリテーションを行うことを目的る。	その他従的とす			
利用定員 45名 サービス提供地域 松江市(島根町、宍道町、玉湯町、八東町、八雲町、美保関町、東出雲町を除く) 事業の目的 医療法人財団公仁会鹿島病院は、指定介護予防通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するため及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者に対して医師及び理学療法士、作業療法士で業者(以下「医師等の従業者」という。)が、適正な介護予防通所リハビリテーションを行うことを目的る。	その他従的とす			
サービス提供地域 松江市(島根町、宍道町、玉湯町、八東町、八雲町、美保関町、東出雲町を除く) 事業の目的 医療法人財団公仁会鹿島病院は、指定介護予防通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するため 及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者に対して医師及び理学療法士、作業療法士で 業者(以下「医師等の従業者」という。)が、適正な介護予防通所リハビリテーションを行うことを目的 る。	その他従的とす			
事業の目的 医療法人財団公仁会鹿島病院は、指定介護予防通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するため 及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者に対して医師及び理学療法士、作業療法士 業者(以下「医師等の従業者」という。)が、適正な介護予防通所リハビリテーションを行うことを目的 る。	その他従的とす			
演送の方針 1 介護予防通所リハビリテーションの埋世に当たる医師等の従業老け 利用老の心自機能の改善 理控				
通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上を行い、また利用者の生活意欲を高め、利用者の自立 可能性を最大限引き出す支援を行う。				
3. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対修を実施する等の措置を講じるものとする。				
①事業所は、虐待防止のための対策を検討する法人に設置した身体抑制委員会に参加する担当者から について情報を収集し、周知徹底を図る。 ②事業所における虐待の防止のための指針、マニュアルを遵守し実践する。	その内容			
③職員に対して虐待の防止のための研修を年2回以上実施し、研修を適切に実施するための担当者を	③職員に対して虐待の防止のための研修を年2回以上実施し、研修を適切に実施するための担当者を置く。 ④担当者は、法人に設置している身体抑制検討部会の構成員である在宅サービス部職員がその任に当たる。			
職員体制 ●管理者 1名(病院 及び 介護予防通所リハビリと兼務)	びの介護予防通所リハビリと兼務)			
事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。				
利用者の健康管理及びリハビリに関する事項、指示等を行う。				
●理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 11名 (介護予院予院予院予院) (小学・11年) (大学・11年)				
(介護予防通所リハビリと兼務 訪問看護、訪問リハビリ、病院と兼務)				
	利用者のリハビリテーション指導、訓練等を行う。 ●看護職員 2名(介護予防通所リハビリと兼務) 利用者の健康管理及び適切な処理等を行う。 ●介護職員 8名(介護予防通所リハビリと兼務) 利用者の介護・リハビリテーションの補助等を行う。 ●歯科衛生士 1名(介護予防通所リハビリと兼務 病院と兼務) □腔清掃の指導・実施を行う。			
●歯科衛生士 1名(介護予防通所リハビリと兼務 病院と兼務)				
口腔清掃の指導・実施を行う。				
●管理栄養士 1名(介護予防通所リハビリと兼務 病院と兼務)				
栄養・食事相談等の栄養管理を行う。				
利用料金 ●通所リハビリテーション利用料(サービス提供時間 6時間以上7時間未満)				
要支援 1 20,530円 2,053円 2,053円 要支援 2 39,990円 3,999円				
安文版と				
●付加されるサービスの利用料				
1ヶ月あたりの利用料金 1ヶ月あたりの自己負担	客頁			
(1割負担の場合)				
生活行為向上リハビリテーション実施 5,620円 562円				
廃用症候群や急性増悪等によって生活機能が低下した利用者様の生活行為の内容の充実を図るため				
標及び及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容を実施計画にあらかじめ定め、リハビ	<u> </u>			
テーションを計画的に行い利用者様の有する能力の向上を支援した場合に算定します。				
運動器機能向上加算 2,250円 225円 225円 225円 225円 25円 25円 25円 25円 25	- 15			
運動器の機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリテーションであって、利用者様の心身	rの状			
態の維持又は向上に資すると認められる運動器機能向上サービスを実施した場合に算定します。 栄養改善加算				
栄養改善加算				
選択的サービス複数実施加算(I) 4,800円 480円 サービス提供体制強化加算(I)				
			要支援1 880円 88円	
要支援2 1,760円 176円				
介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数×47/1000×10円 左の金額×1/10の額				
介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、労働環境の改善を行っているなど一定の要件を満				
ている事業所が算定できる加算です。				

		に	ナの今節ソ4/40の節		
	介護職員等特別処遇改善加算(I) 所定単位数×20/1000×10円 左の金額×1/10の額 経験や技能のある職員への処遇を改善することで安定したサービスが継続して提供できるように創設さ れた加算です。				
		所定単位数×10/1000×10円	左の金額×1/10の額		
	中山間地域等に居住する者にサービス提供 した事業所加算	所定単位数の5/100×10円	左の金額×1/10の額		
	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所	要支援1 ▲200円	▲20円		
	リハビリテーションを提供した場合 ※2021年4月1日を起算	要支援2 ▲400円	▲40円		
	●その他の費用				
		90円 70円(利用前日の16:00までに 今)	休みの連絡がない		
	●介護保険の介護区分認定中に利用され、 介護保険証に記載する有効期限が死亡 請求を行います。 有効期限切れの方がサービス利用中に 載する介護区分により上に記載する合計 くお願いいたします。また当該事例が発	月の月末までの場合は、その介語 お亡くなりになった場合には、有金額をご負担していただくように	議保険証に記載する介護区分によって 前効期限が切れる前の介護保険証に記 こなる場合がございますので、よろし		
苦情相談窓口	●当事業所相談窓口	●島根県国民健康・	保険国保連合会		
	窓口責任者 板垣 陽介 ご利用時間 月曜〜土曜 8:30〜 連絡先 電話(0852)82-2	~17:30 介護保険課	介護サービス 苦情相談窓口 電話(0852)21-2811		
	●松江市役所 介護保険課給付係 連絡先 電話(O852)55-5933				
非常災害対策	●災害時の対応 別途定める「鹿島病院 ※ ●平常時の訓練 別途定める「鹿島病院 ※		T - T - T - T - T - T - T - T - T - T -		
緊急時及び事故対応	利用者の主治医又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。				
ご利用者様へのお願 い	サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。				
当施設ご利用の際にご 留意いただく事項	●居室・設備・器具の利用 施設内の居室や設備、器具は本来の用法 場合、弁償していただくことがあります ●喫煙		こ反したご利用により破損等が生じた		
	敷地内は全面禁煙です。 ●現金・所持品の管理 紛失等当院では責任を負いかねますので、各自で管理をしてください。貴重品の持ち込みはお断りします。				
	銭賃借の行為は禁止します。●宗教活動・政治活動 施設内で他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。●動物飼育 施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。●携帯電話の使用				
	施設内の所定の場所にてお願い致します。 ●異常気象時等の臨時対応について大雪、台風等の異常気象時や、インフルエンザ、0157等の感染症流行時など、利用者の健康や安全に悪影響や危険を及ぼす恐れのある場合は、営業日や利用時間中であっても営業を中止する場合があります。				
第3者評価の実施	実施していません。				
個人情報の取り扱いに	「個人情報の使用に関する同意書」によ				
ついて	は、「個人情報の使用に関する同意書」では職員の退職後も、またサービスの提供が終了し	お示しする目的以外に使用するこ			
	I		1		